

簡易専用水道の管理及び検査等について

小規模貯水槽水道の管理及び検査等についても、簡易専用水道に準じた適切な管理及び管理の受検に努めてください。

○届出・報告について（受付窓口：上富田町水道事業担当課）

- 1 簡易専用水道の設置者（以下「設置者」という。）は、設置の際、「簡易専用水道給水開始届」を町長に届け出なければなりません。
(様式) 簡易専用水道給水開始届 (脚注)
- 2 設置者は、前号の届出の記載事項または設備の構造等に変更があったときは、速やかに「簡易専用水道届出事項変更届」を町長に届け出なければなりません。
(様式) 簡易専用水道届出事項変更届 (脚注)
- 3 設置者は、簡易専用水道の使用を休止または廃止したときは、速やかに「簡易専用水道廃止（休止）届」を町長に届け出なければなりません。
(様式) 簡易専用水道廃止（休止）届 (脚注)
- 4 設置者は、日常管理において供給する水に異常を認め、臨時（水道法施行規則第55条第3号に規定）の水質検査を実施したときや、人の健康を害するおそれから給水を停止したとき、給水の水質に関する事故が発生したときは、速やかに「簡易専用水道水質事故（給水停止）報告書」を町長に報告しなければなりません。
(様式) 簡易専用水道水質事故（給水停止）報告書 (脚注)

（注） 小規模貯水槽水道についての各届出は、別途、「小規模貯水槽水道」用の様式による届出が必要です。

○管理基準について

受水槽以降給水栓までの施設の管理及びその水質については、水道事業者の責任の範囲外であり、設置者の責任において管理する必要があります。設置に際しては、施設周辺への掲示等により、時間を問わず応対できる「緊急時の連絡先」が誰でも確認できる状態を維持してください。

★ 停電や受水槽設備の故障等によって水が出なくなった際、水道事業者である役場に苦情や対応を求めるお電話をいただくことがあります、受水槽設備は設置者の管理責任の範囲である旨をお伝えしております。

施設の設置者と使用者が異なる場合、特に、住人の方々には、時間を問わず応対できる「緊急時の連絡先」を必ず周知しておいてください。

設置者は次の厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければなりません。また、簡易専用水道の管理については、各自治体の指導によることとされており、上富田町においても「上富田町簡易専用水道管理指導要領」により定めています。

- 1 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。（脚注1）

- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じること。(脚注 2)
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、「水質基準に関する省令」の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査(臨時の検査(脚注 3))を行うこと。(脚注 2)
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
(利用者に知らせるとともに、小規模貯水槽水道の所在地を管轄する保健所、水道事業所(上富田町水道事業担当課)に通報し、その指導に従うこと。)

(注 1) 上記 1 に関しては、危険等も伴うため、専門的な知識、技能を有する専門業者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(通称:ビル管理法)に基づき知事の登録を受けた者)に委託することをお勧めします。

(注 2) 上記 2、3 に関しては、定期の法定検査(管理の検査)とは別に、日常的に、給水栓における水質検査や給水設備の点検、汚染防止のための点検を行ってください。
・水槽の点検等(上記 2)は月 1 回程度(地震・大雨等があったときは速やかに)。
・給水栓での水の検査(上記 3)は 1 日 1 回程度。
=> **※日常的な検査の一般的な方法**は、下記の『日常管理について』を参照。

(注 3) 上記 3 の臨時の検査(水質検査)については、次の専門機関による検査を受検してください。
・法第 20 条第 3 項の規定に規定する、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関
・ビル管理法第 12 条の 2 第 1 項に規定する建築物における飲料水の水質検査を行う事業の知事の登録を受けた者

○日常管理について

【給水栓における水質検査】(一般的な方法)

- 1 給水系統の末端給水栓において透明なガラスコップに水を採ります。
- 2 コップの背景に黒色の紙等を用いて目視により濁りの有無を観察します。
- 3 白色の紙等を用いて 2 と同様に色の有無を観察します。
- 4 水を口に含み味や臭いの有無を確認します(塩素臭は除く)。
- 5 検査の結果は帳簿に記録し保存します。

【給水設備の点検】(一般的な方法)

- 1 水槽周辺の清潔
- 2 水槽の水漏れ並びに外壁の損傷・さび及び腐食等の有無
- 3 水槽のマンホールの蓋の状態、施錠の確認
- 4 オーバーフロー管からの出水の有無
- 5 オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状態

- 6 ボールタップ、満減水警報装置、揚水ポンプ等の付属器具の機能
- 7 給水設備の機能（地震、凍結、大雨等の後）
- 8 揚水ポンプの振動や異常の有無

【汚染防止のための点検】（一般的な方法）

- 1 水槽の点検（受水槽、高置水槽等）
 - ・水槽にヒビ割れがないか
 - ・外部からの汚水等に汚染されていないか
 - ・水槽のマンホールを開けて、水槽内に異物の混入はないか
- 2 その他の衛生管理
 - ・水槽周辺の整理、整頓は完全か
 - ・水槽のマンホールの鍵は完全か
 - ・水槽のマンホールの破損はないか、防水、防錆は完全か
 - ・オーバーフロー管、通気管の防虫網は完全か
- 3 1、2について、定期的に点検し、その結果を記録として残す。

○検査について（法定検査（管理の検査））

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について厚生労働省令の定めるところにより、毎年1回以上定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければなりません。（水道法第34条の2第2項）

ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）の適用がある簡易専用水道については、下記の検査規定にかかわらず、水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の管理に係る検査の検査項目は、書類検査とすることができます。この場合、当該書類検査に係る書類は、設置者が各検査の判定基準を満たすか否かについて作成するものとし、ビル管理法第10条に規定する帳簿書類を添えて、検査者に提出します。

【検査項目】（原則）

- 1 簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査【外観検査】（一般的な事項）

簡易専用水道に係る施設及びその管理の状態が、当該簡易専用水道の水質に害を及ぼすおそれのあるものであるか否かを検査するものです。

 - (1) 水道水に汚水等が混入するおそれの有無
 - (2) 水槽及び周辺の清潔保持状況
 - (3) 水槽内の沈積物等の有無
- 2 給水栓における水質の検査【水質検査】（一般的な事項）

給水栓における水質について、次に掲げる検査を行います。

 - (1) 臭気、味、色及び濁りに関する検査
 - (2) 残留塩素に関する検査

3 書類の整理等に関する検査【書類検査】(一般的な事項)

次に掲げる書類の整理及び保存の状況について、検査を行います。

- (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- (3) 水槽の掃除の記録
- (4) その他の管理についての記録